

# 担い手通信



第42号  
令和4年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課  
大仙市大曲花園町1番1号  
電話：0187-63-1111  
FAX：0187-62-9388

## 今回のラインナップ

- ★令和5年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業要望取りまとめを行います
- ★収入保険に加入しませんか？
- ★「農業と食」活性化シンポジウム開催
- ★農業情報メール配信中！
- ★令和5年10月からインボイス制度が始まります

## 令和5年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械・施設の導入を検討されている方は、居住地域の各支所農林建設課及びJA各営農センター、市役所農業振興課にご相談ください。

令和5年度の国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業実施には付加価値額の拡大（所得向上）や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。なお、要望したことで必ず採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、下記の事業内容は令和4年度に実施中のものであり、今後変更となる可能性もありますので、併せてご了承ください。

### 国庫補助事業

#### ◆農地利用効率化等支援交付金

適切な人・農地プランが作成された地域において、中心経営体が融資を受けて農業用機械・施設等の導入をする場合に、融資残へ補助金を交付できる事業です。経営発展の取り組みを行う地域農業の担い手を支援します。

- 【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械や乾燥調整施設等
- 【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等
- 【補助率】税抜事業費の3/10以内（上限額：300万円 ※先進タイプは個人1,000万円、法人1,500万円）



### 県単補助事業

#### ◆夢ある園芸産地創造事業

戦略作物等の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。

- 【対象品目】野菜、花き、果樹、土地利用型作物等
- 【対象者】認定農業者、認定新規就農者、機械共同利用組合等
- 【補助率】4/12以内

#### ◆6次産業化施設整備支援事業

農産物の加工・流通・販売等の取組や、漬物製造に要する機械・施設等の整備費を支援します。

- 【対象者】認定農業者、認定新規就農者、農商工等連携事業計画認定事業者、農業者が組織する団体、漬物を製造する農業者等
- 【補助率】4/12以内

#### ◆夢ある畜産経営ステップアップ支援事業

畜産の生産振興を図るため、繁殖雌牛等の導入、畜舎・畜産用機械等の整備について支援します。

- 【対象者】認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、認定新規就農者、機械共同利用組合等
- 【補助率】【繁殖雌牛外部導入の場合】増頭1頭につき奨励金24万6千円（うち市協調助成4万9千円）等  
※畜種・導入形態により奨励金の額が異なります。  
【畜舎・機械等】4/12以内

#### 〈県単補助事業には市の協調助成があります〉

- ①通常分 ..... 1/12以内
- ②認定新規就農者、経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業含む）の対象者、市新規就農者研修施設研修生が研修終了後5年以内で取得する場合及び改正食品衛生法に対応した漬物製造に必要な設備等を導入する場合 ..... 2/12以内
- ③大仙農業元気賞受賞者（受賞後5年以内） ..... 3/12以内

### 市単補助事業

#### ◆地域の核となる農業経営継承後継者支援事業

親元の稲作経営を継承し、認定農業者（認定新規就農者）となる若手農業後継者の稲作機械導入を支援します。

- 【対象】田植機、コンバイン
- 【対象者】市内在住の18歳以上50歳未満の農業者で、令和2年度以降に親元（2親等以内）の稲作経営を認定農業者または認定新規就農者となって継承した方
- 【補助率】税抜事業費の1/6以内（上限額：田植機45万円、コンバイン75万円）

#### ◆地域の核となる大規模農業法人支援事業

水稲・大豆を30ha以上経営する大規模農業法人の水稲・大豆生産に係る機械・施設等の導入を支援します。

- 【対象】水稲・大豆生産に係る機械・施設、防除用ドローン
- 【対象者】市内に住所を有する認定農業法人（50歳未満の後継者がいる1戸1法人を含む）
- 【補助率】税抜事業費の1/4以内（上限額：水稲・大豆機械等150万円または75万円、防除用ドローン50万円）

## 収入保険に加入しませんか？

「収入保険」は、農業をされている方の経営努力では避けられない、自然災害等により販売収入が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。

基本的に、農業者が生産・販売するすべての農産物が対象となり、青色申告の実績が1年分あれば加入できます。

保険料率は1.1785%（令和5年1月より、50%の国庫補助後）で、収入保険に加入していれば、農家ごとに保険期間の基準収入の9割を補てんします。

また、保険金の受け取りがなければ翌年の保険料率は下がります。

詳しい内容は、秋田県農業共済組合仙北支所（電話0187-63-1066）までお問い合わせください。

例えば、次のような場合が対象になります。

- けがや病気で収穫ができない
- 市場価格が下がった
- 災害で作付け不能になった
- 倉庫が浸水して売り物にならない
- 取り引き先が倒産した

第145回

秋田県種苗交換会

## 「農業と食」活性化シンポジウム開催

農業者の皆さま必見です。ぜひご来場ください！

【内容】6次産業化やスマート農業の講演会、直播栽培の事例発表など。

【日時】令和4年10月31日（月）10:00～16:00

【会場】大曲市民会館・小ホール



農業支援事業のご案内や農業災害等の情報を携帯電話等のメールに配信いたします。登録がお済みでない方は、ぜひご登録ください。

#### ■登録方法

- ①メール作成画面で件名（タイトル）を「登録」と入力。
- ②本文に「大曲／神岡／西仙北／中仙／協和／南外／仙北／太田」から、お住まいの地域を入力。
- ③メールアドレス [shinkou@city.daisen.lg.jp](mailto:shinkou@city.daisen.lg.jp) を宛て先にしてメールを送信。

※メールの送受信には通信料がかかります。

※迷惑メール対策をされている方は [nogyo@guard.city.daisen.akita.jp](mailto:nogyo@guard.city.daisen.akita.jp) を受信可能に設定してください。

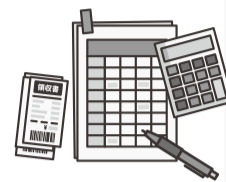


# 令和5年10月からインボイス制度が始まります

## ? インボイス制度とは?

現在の区分記載請求書等保存方式に代わって導入される制度で、正式名称は「適格請求書等保存方式」といいます。なお、「売り手」から「買い手」に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類がインボイス（適格請求書）です。

インボイス（適格請求書）には、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要になります。



## ! インボイス制度のポイント

- 買い手は、売り上げに係る消費税から、仕入れに係る消費税を差し引いた額を納税します。(仕入税額控除)
- 令和5年10月1日から買い手が仕入税額控除を行うためには、売り手からインボイス（適格請求書）を発行してもらう必要があります。
- インボイス（適格請求書）は、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。
- 売り手がインボイス（適格請求書）を発行しないと買い手の消費税納付額が大きく計算されます。
- 令和5年10月1日からインボイス（適格請求書）発行事業者となるためには、令和5年3月31日まで登録申請手続きをする必要があります。
- 登録を受けると課税事業者となり、消費税の申告をする必要があります。

### 課税事業者の消費税額計算方法

#### 売り上げに係る消費税額(売上税額)

- 該当するもの  
農産物販売高、作業受託料等
- ×該当しないもの  
補助金、助成金、交付金、共済金等

#### 仕入れに係る消費税額(仕入税額)

- 該当するもの  
資材、農機具等の購入代金、光熱費、燃料費、荷造運賃等
- ×該当しないもの  
雇用費、減価償却費、共済金等

プラスの場合 → 納付  
マイナスの場合 → 還付

課税事業者……前々年の課税売上高が1,000万円を超える事業者  
免税事業者……前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者

令和5年10月1日～  
インボイスに基づいて仕入税額控除

## 農産物を販売する場合

### ■ JA等に販売を委託する場合

特例があります

生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者はインボイス（適格請求書）発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、買い手はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるか否かは関係ありません。

### ■ 業者等に直接販売をする場合

特例がありません

委託販売ではなく業者の方に直接販売している場合には、買い手からインボイス（適格請求書）の発行を求められた際、適格請求書発行事業者でなければインボイスを発行できないため、取引を敬遠されたり、価格等の条件で不利になる可能性があります。

## 登録申請の検討

現在、  
課税事業者

販売はJAに委託（無条件委託）しており共同計算で精算されている

上記以外

将来的にも直販の予定がなければ登録申請の必要はありませんが、既に課税事業者になっているので登録申請をしても大きな影響はありません

令和5年3月31日までに登録申請した方が良いでしょう

現在、  
免税事業者

販売はJAに委託（無条件委託）しており共同計算で精算されている

上記以外

将来的にも直販する予定がなければ登録申請の必要はないと考えられます

販売額が大きい方は令和5年3月31日まで登録申請を検討した方が良いでしょう（※ただし、課税事業者として消費税の申告が必要になります）

### ～ 農事組合法人への影響について ～

適格請求書発行事業者の登録を受けていない構成員へ支払った従事分量配当、作業委託費、種苗購入費、農機具の借り入れ費等について、農事組合法人側で仕入税額控除ができません。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について話し合しましょう。

### 【インボイス制度に関するお問い合わせ先】

軽減・インボイスコールセンター  
専用ダイヤル 電話 0120-205-553 (無料)  
受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)